

## 鳥取県がんゲノム医療人材育成支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県がんゲノム医療人材育成支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、がんゲノム医療に関する知識を習得するために、医師、医療従事者に対し県が認める研修等（がんゲノム医療中核拠点病院や国が開催する研修）の受講に必要となる費用の一部を支援することにより、医師、医療従事者のがんゲノム医療に関する知識向上を促進し、県内がん医療水準のさらなる向上を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）と同表の第4欄に定める限度額とを比較して少ない額に、同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（算出して得た額に1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額。）以下とする。

また、当該年度中、交付決定以前に行われた支出であっても、知事が補助事業対象に適合すると認めるものについては、補助対象経費として認めるものとする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年3月20日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額と同表の第4欄に定める限度額とを比較して少ない額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定に係わらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表（第3条、第5条、第8条関係）

| 1                    | 2                                      | 3                                                                                                                                               | 4                 | 5   | 6                                               |
|----------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----|-------------------------------------------------|
| 補助事業                 | 事業実施主体                                 | 補助対象経費                                                                                                                                          | 限度額               | 補助率 | 重要な変更                                           |
| 鳥取県がんゲノム医療人材育成推進支援事業 | 拠点病院等（県内のがん診療連携拠点病院及びがん診療連携拠点病院に準じる病院） | がんゲノム医療に関する知識を習得するために、医師、医療従事者に対し県が認める研修等（がんゲノム医療中核拠点病院や国が開催する研修）を受講させるために必要な国内旅費（交通費、宿泊料及び日当に限る）及び受講料等（受講料及びその他これらに類するものを含む）。ただし、国庫補助対象の研修を除く。 | 一人あたり<br>74,000 円 | 1/2 | （1）本補助金の増額を伴う変更<br>（2）事業の内容に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更 |